

2. 古代婦負郡の「郷」擬定と柄谷南遺跡の位置

藤田 富士夫

はじめに

柄谷南遺跡は土製權衡の出土などから官窯的性格を有するとされている。調査担当者によれば、同一窯跡を巧みに造りかえて8世紀第2四半期から第3四半期まで操業が維持継続されているところに特色があるという。官窯的性格といった場合に、その所属が射水郡か婦負郡かは重要な意味をもつ。柄谷南遺跡の位置は大局的にみれば、婦負郡と越中国府を有する射水郡との境界域にある。ただし、天保9（1838）年の「婦負郡上新川郡之内村々組分繪圖」（新潟市立博物館蔵）など近世の繪圖では、婦負郡域に含まれる。

ところで、近世の領域がそのまま古代まで溯るかどうか、さらには境界近くの村落は時代の変遷とともに揺れ動くことがあることに留意しなければならない。現在の富山市呉羽町、北代、八町一帯は、古代の射水郡寒江郷の系譜を引くと考えられるが、近世では当地域が富山藩領と加賀藩領との境界域となったことが関係して、富山藩領婦負郡寒江郷となっている。

本稿では、このような事情を汲みながら、古代婦負郡の郷地を擬定するとともに柄谷南遺跡の位置の意義について試考を呈しようとするものである。

地域表象と擬定古代道

先に、私は越中国新川郡に存在した東大寺領大藪莊・丈部莊の現地比定を検討し、古代勢力の地域表象としての古墳が古代道路敷設の目印となっているとした（藤田 2001a・2001b年）。あわせて郡域の「郷道」の存在を推考し、『和名類聚抄』の新川郡の郷名の記載順は、ミチの経路順によっていることを論じた。この視点は、古代郷域を擬定する際に有効であると考えている。

婦負郡の古墳時代王權の一大拠点は、婦中町長沢地域にある。ここには前方後方墳である王塚古墳（国指定史跡）や勅使塚古墳（県指定史跡）、向野塚（前方後方形墳丘墓）、五ツ塚古墳群（円墳）、六治古塚（四隅突出墳）などが営まれている（婦中町史 1997年・大野 2002年）。県域でも有数のこれらの古墳は地域表象としての役割を十分に担っていると思われる。

これらの古墳を目印とする古代官道の候補として、今日、婦負平野を北東一南西に斜行線を描いて走る国道359号線がある。この幹道は、婦中町鶴坂から長澤地区まで整った斜行道を示す。婦負平野の南西端に位置する長澤地区で、東西に走る県道小杉・婦中線（31号線）と交差して斜行道の整美さは薄くなる。けれども、その放線の先は勅使塚古墳や王塚古墳に一直線に向かっている。この両古墳を代表とする長澤地域の墳墓群が、古代婦負郡の地域表象であったとみることができる。あわせて長澤地域が国道359号線と県道31号線とが合流することでも示されているように交通の要衝にある。この国道と県道の2路線が古代道路の遺風であるとすれば、その沿線に婦負郡の古代郷域が存在していた可能性が浮かび上がってくる。

中村太一氏は、奈良盆地に残存する斜方位直線道路について、このような「道路体系が始まる画期を推古九（601）年に置くことができる」とし、外国使節の入京と関係づけている（中村 2000年）。奈良盆地の状況をそのまま越中国の一角に援用することには異論があろう。しかし、私はさきに越中国新川郡の東大寺領莊園・丈部莊の検討から、斜方位直線道が越中国では「郷道」として計画的に敷設された可能性が高いことを考察した（藤田 2001b年）。これを援用し、婦負平野を斜行して貫走する国道359号線に官道・郷道的性格を看取するものである。

婦負郡の郷地の擬定

次に、古代婦負郡の郷名を見てみよう。『和名類聚抄』（高山寺本）には次の通り記載されている。

「婦負郡 高野 小子郷 大山郷 菅田郷 大桑 高嶋 罂本」

婦負郡の郷の比定について、これまでいくらかの試みが行われている（森田祐園『越中史徵』など）。それらの比定は、地名の類似からランダムに想定されており、論拠の薄いものが多いようだ。先行研究による比定地については『婦中町史 通史編』（婦中町 1996年）などで整理されている。

さて、①藤井一二氏は、『和名類聚抄』に記載の郷名順は現実の位置関係を反映しているとする（藤井1988年）。②『和名類聚抄』の記載順について「ある程度の規則性が、存したと想定される見解がある。まず、各郡の筆頭にくる郷が、郡家所在郷である可能性が高い」（『婦中町史 通史編』164頁）とする研究がある。これらの指摘を準用し、次に③想定古代道の経路に従って、①・②を用いて婦負郡郷地の所在領域を考察してみたい。

高野郷

『和名類聚抄』の婦負郡郷の筆頭は「高野郷」である。それは近接する駅路（白城駅＝富山市西二俣の地域に擬定・藤田 2000年）や越中国府の位置関係から、婦負郡の起点にあると考えられる。射水郡小杉町黒河から南東走して婦中町へと至る県道31号線は、まず境野新扇状地を通る。

この辺りは、旧扇状地の扇央部で、まさに「野」にふさわしい地勢を有する。このことは、地名にも表われている。旧の婦負郡古澤村から池多村一帯に「野」地名の集落が集中している。北野、境野新、西野が地図に記されている。ほかに字名では古澤字上東野、杉谷字上野山畠、西押川字小野、北押川字向野、平岡字野下などがあり、境野新の一帯は「総野」とも称されている。杉谷字上野山畠あたりは「鷹の山」と呼ばれており、殿様が鷹狩りをしたところとする伝承を残している。伝承の由来は明らかではないが、これは“高野山”が転訛した可能性はないだろうか。また、杉谷には「高野」姓が多く見られ、中老田の専稱寺の杉谷門徒41戸のうち高野が10戸でもっとも多く、次いで「高林」姓が7戸となっている（杉谷自治 1977年）。このように、「野」の呼称は「境野新扇状地」に集中している。当地には呉羽山丘陵山麓のなだらかな起伏が展開しており景観的にも「野」の風景が展開している。高野郷は、この一帯に比定されよう。

小子郷

高野郷の次に記載されているのは小子郷である。県道31号線を推定高野郷域から南進すると長澤に至る。ここには、先述したように王塚・勅使塚など県域でも中核的な古墳が営まれており、二本榎II遺跡（平岡窯跡）〔7世紀末葉〕や小長沢御坊立窯跡〔8世紀〕、新町II遺跡の中核集落〔9世紀〕などの古代遺跡が在る。当地には王塚古墳・勅使塚古墳を直接的に表象する古代勢力が存在していたとみてよいだろう。その勢力を小子郷を構成する共同体に擬定するものである。

「小子郷」の名称は、古代職業部民である小子部に由来すると見られている。『日本書紀』雄略天皇6年条、『日本靈異記』上巻第1話に小子部の伴造小子部連の祖螺巣の話が見える。蚕を集めるように命じられたのに誤って嬰兒を集めたので螺巣に自ら養育させたという。小子部は宮門の警備や宮中の雑務をつかさどった。藤原宮や平城宮に小子部門の名称がみえ、宮内省主殿寮の殿部に子部があつて、火炬小子・火炬少女を管理したのはこれらの遺制であるとされる（森 2000年）。

全国の郷名で、「小子」の名称は婦負郡が唯一で、その比定地については『越中史徵』などで、近世の田中郷小川子村（婦中町）とされている。しかし、古代職業部民である小子部に由来する郷名は、県域有数の古墳勢力が形成されている長澤の地こそがふさわしいと思われる。

ちなみに、当地には開拓者六治古伝承がある。文化8年（1811）成立の『喚起泉達録』『肯構泉達録』に収録されている。それは山田川流域の長沢山（篠山）は貞治古が開拓したとされ、その長子に六治

古、次男に村治古、三男に貞児古、末子に羽根児古がいるとされる。村治古は小沼（駒見）に、羽根児古は羽根村に居住し、それぞれの村の開発者とされている。長沢の地には六治古がいて、黍・稗を作り、妻は稲の栽培を思いたち六治古に農具牛馬を購入させたという。この伝承は、長沢一帯の地主的耕作者としての若林家の祖先伝説としてだけ語られているだけであるとし、この伝承をもって地域の中世以前の歴史を反映しているとみなすことは危険であるとされている（久保 1996年）。けだし、六治古の「古」は、小子（知比左古）の「コ」と通じていて、この伝承が小子に由来するとすれば貴重な伝承となる。久保氏の指摘を念頭に置きつつも、ここに留意しておきたい。

大山郷

郷名の語意が示す通り、大きな山の景観を有する地域に比定できよう。県道31号線沿いで、大山と見なすことができるのは、婦中町富崎の背後に展開する富崎台地がふさわしい。このことから大山郷を、富崎、河原町地域を中心に想定している。

菅田郷

大山郷に南接して存在したであろう。赤江川流域にそった近世千里村を中心として澤田、森田、大坪森田、三田、奥田三俣、下新田といった「田」を称する地名が集中する。菅田郷の名は、今日残っていないが、「田」を共通呼称する地域の中にあって「菅田郷」が経営されていた可能性が大きいと思っている。

日理郷

語意から、川の渡り場が想定される。高日附を中心とする井田川中流左岸には奈良・平安時代、中世の大遺跡である南部Ⅰ遺跡が営まれていて、井田川の渡河を象徴する郷名にふさわしい位置を成している。

川合郷

語意から見て、河川の合流地点に想定できよう。木本秀樹氏は、候補地として「井田川と山田川の合流点である旧為成郷麦島村や長沢郷羽根村（現婦中町麦島・羽根）付近も地形的に想定される地域ではある」（木本 1996年）としている。これに賛意を表したい。

大桑郷・高嶋郷・罡本郷

この三つの郷は、旧速星村から旧鶴坂村にかけての国道359号線沿いに存在したであろう。旧鶴坂村には上田嶋、嶋田、下宮ヶ嶋のように「嶋」を称する地名が集まる。ここには、共通語意をもつ「高嶋郷」が比定できるかもしれない。また本郷川沿いに西本郷、東本郷があるが「罡本郷」の名残とすれば面白いが、言葉の綾の誇りはまぬがれない。今後に期するところが大である。ただ、鶴坂の地には古代の遺物を出土している鶴坂Ⅰ遺跡があって、それらの郷のいずれかに該当すると思われる。

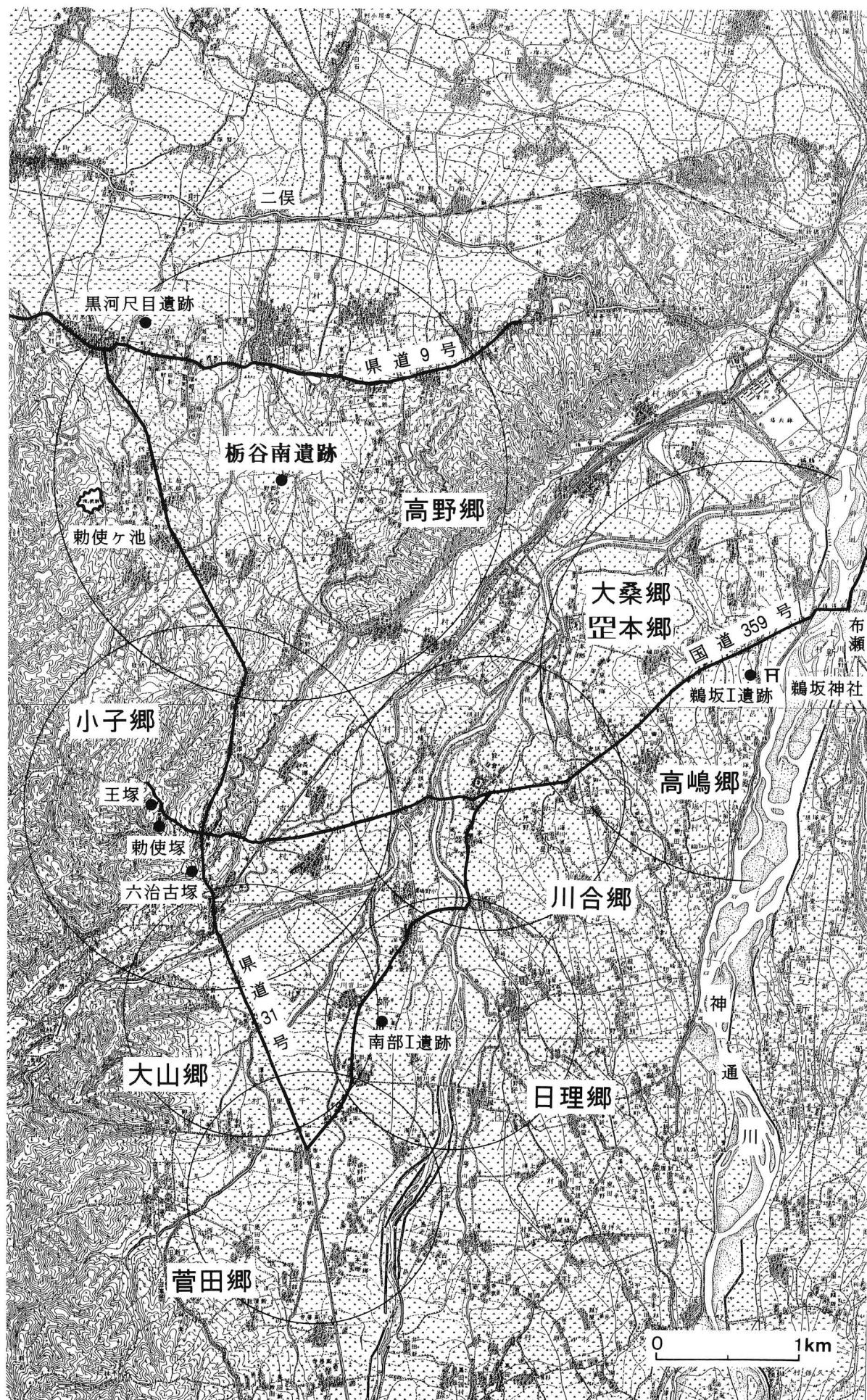
大伴家持の渡河

国道359号線は有沢橋へと通じ、そこで神通川を渡河する。古代においてもこの辺りに渡河地点があったと推測できる。対岸に布瀬や下黒瀬といった「瀬」地名が認められる。『万葉集』で大伴家持が婦負郡の河川の渡河に関して、「鶴坂川渡る瀬多み…」（巻17-4046）や「婦負川の早き瀬ごとに…」（巻17-4047）の「瀬」は、この辺りの浅瀬を指すと思われる。

『和名類聚抄』の婦負郡9郷は、今日の婦負郡域にアウトランダムに広域に分散していたのではなく、官道、郷道のミチ順に従って営郷されていたと思われる。このような視点から郷域の比定についての見直しが行わなければならないであろう。

おわりに

古代婦負郡の領域の始まりについて考えるとき、『和名類聚抄』の「各郡の筆頭にくる郷が、郡家



第1図 婦負郡の想定古代道路体系と郷地 —明治43年「迅速図」使用—

所在郷である可能性が高い」（『婦中町史 通史編』164頁）とする指摘がある。これに準拠すれば、婦負郡の郡家所在郷は「高野郷」となる。高野郷想定地は境野新扇状地が展開する領域にあって、旧池多村・古澤村を含む範囲となる。史料的にも柄谷村は近世古澤村にあり、婦負郡長澤郷に属している。柄谷南遺跡は、官窯の性格をもつことからも郡家を有する高野郷に帰属するであろう。

ところで、高野郷の郡家の候補遺跡について旧池多村・古澤村では未だ不明である。一方、射水郡小杉町黒河に所在する黒河尺目遺跡では、8世紀後半から9世紀前半の竪穴状土坑をはじめ、掘立柱建物跡4棟などが発掘されていて中核的遺跡の様相を呈している（上田・三島 2001年）。出土品には、蛋白石製の石帶があり官衙的性格がうかがえる。当地は射水郡の最端域に位置し、婦負郡の入口部に相当する。黒河は、古代から交通の要衝の位置を占めている。柄谷南遺跡の年代は、黒河尺目遺跡よりも四半世紀ほど古いので直接的な対比はできないが、黒河尺目遺跡の周辺が政治的に重要な地域であったのは間違いないだろう。婦負郡の郡家の所在の検討に黒河尺目遺跡は欠かせない。

いずれにしろ、柄谷南遺跡は古代婦負郡高野郷に属するであろう。高野郷には郡家が所在していた可能性が大きいので、窯業経営には郡司の直接的関与があったものと思われる。かつて柄谷地区は婦負郡長澤郷（推定小子郷を含む）に属していたことにも暗示されているように、王塚古墳・勅使塚古墳を表象とする小子郷との親近性の強い地域であるようだ。ちなみに柄谷南遺跡の位置は、境野新扇状地すなわち高野郷の地理的中心にあり、黒河尺目遺跡や婦負郡の地域表象である王塚古墳・勅使塚古墳、そして推定白城駅をほぼ3km圏内に置いている。柄谷南遺跡が官窯として設置され長期にわたって操業された歴史的背景として、このような遺跡や地理的位置が深く関わっていると思われる。

古代越中国には、礪波、射水、婦負、新川の4郡が置かれていた。これまでの史料では婦負郡以外の郡を本貫地とする官人は散見できるが、婦負郡出身の官人は知られていない。しかし、これをもって婦負勢力が他郡に比して弱勢であったとはいえない。

平城宮から婦負郡の銘のある木簡や墨書土器が出土していて（昭和41年度平城宮第32次補足調査、平城宮第43次発掘調査）、都に出仕した下級官人に婦負郡の出身者がいたことが指摘されている（木本 1996年）。しかも、越中国では婦負郡以外の郡からの出仕は確認されていない。下級官人とはいえ都への出仕は、地域の名門の血筋を引く豪族の子弟から選任された可能性が高いだろう。古墳時代以来の、「小子部」との関わりで示唆される婦負の力がこのような面に現れていると思われる。

大伴家持が天平20年（748）春、出拳のため国内を巡行し、「婦負郡の鶴坂川（巻17-4046）や婦負川（巻17-4047）」を渡った際に歌を二題詠んでいる。これなども、婦負勢力に対する配慮であろうし、途中、地域表象としての古墳へも礼を尽くしたであろう。また、越中国奈良時代の東大寺領莊園は、礪波、射水、新川郡には野占されたが、婦負郡だけは設定されなかった。これについても、古墳時代以来の婦負勢力の伝統力の故に野占が見送られたのではないだろうかと想像している。

（余録・勅使道の呼称）

婦中町長沢集落の背後の丘陵上に勅使塚古墳（県指定史跡）がある。伝説があって、「上古各願寺を北叡山とて勅願なるを、能州天平寺の衆徒攻破り押領せし頃、偶ま勅使ありしを、衆徒謀りて之を殺す。其の塚なりと云う」（森田 1979年）とある。もちろん勅使塚古墳は古墳時代の築造であって、各願寺勅使と時代が合わない。また、天保九年（1838）の「婦負郡上新川郡之内村々組分繪圖」（新湊市博物館蔵）に、山本新近くの射水郡境に「勅使堤」が表記されている。同堤は、明治43年測量の迅速図『呉羽村』には「勅使ヶ池」と記されていて、今日も勅使の呼称が継続している。さらに『越中史徵』（438頁）には射水郡の黒川村にも勅使塚のあることが記され、「勅使塚 黒川村。太閤山土居之内に勅使塚とて少し高處に、松・杉各一株猶存すと。古墟考にいへり」とあって、『越中史徵』

では、天正十三年の豊太閤宿陣の時、この地へ勅使が下向したことによると推考している。射水郡小杉町下条にはいわゆる「勅使街道」があり、水戸田は宿場であったとされている（伊藤 2002年）。この勅使街道は水戸田から黒河へ通じる、県道9号線を指す。

このように、当地とその周辺に「勅使」の呼称を4か所にわたって知ることが出来る。それらには、各願寺伝承や太閤宿陣に伴う勅使が推考されているが、いずれも後世、名称の説明として成立した可能性がある。これらの「勅使」呼称地は、小杉町水戸田から黒河までの県道富山・戸出・小矢部線（県道9号線）の「正方位計画道路」及び黒河で南東へ分岐する県道小杉・婦中線（県道31号線）の「斜方位直線道路」に沿って在る。このルートに沿って「勅使」称があるのは、このルートがいつの世にか勅使道として機能していたことを暗示している。

中村太一氏は、駅路関係地名として「勅使道」が地名として残る場合があることを指摘している（中村 2001年）。群馬県立歴史博物館での講演で、それは大分県の宇佐八幡への道にみられ、勅使の通る道として由来したものだろうとされた。これを援用すれば、前述ルートが古代幹道としての性格にふさわしいものと推考される。勅使地名の由来について、史家に教えを乞いたいと思っている。

※以上、冗長な駄文を重ねてしまった。史学の正当な方法から逸脱し、想像でもって記述を進めた個所も多いと思うが、これまで明確でなかった婦負郡域の郷域比定の論議についていくらかでも資するところがあれば幸いである。

参考文献

- 伊藤 曙覧 2002年 『小杉町の地名』 小杉町民図書館編・小杉町教育委員会
- 上田 尚美・三島 道子 2001年 「IV 主要地方道小杉婦中線関連遺跡発掘調査」 『埋蔵文化財調査概要』 財団法人富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所
- 大野 英子 2002年 「文化財レポート 富山県婦中町千坊山遺跡群」 『日本歴史』 4月号（第647号） 吉川弘文館
- 木本 秀樹 1996年 「第二節 律令制下の婦負郡」 『婦中町史 通史編』 婦中町
- 久保 尚文 1996年 「第二節 源平争乱と鎌倉幕府」 『婦中町史 通史編』 婦中町
- 杉谷自治振興会 1977年 『杉谷の里 歴史と風土』
- 中村 太一 2000年 『日本の古代道路を探す』 平凡社
- 中村 太一 2001年 「日本古代の駅制と駅路」 『古代のみち—たんけん 東山道路—』 群馬県立歴史博物館
- 藤井 一二 1988年 「国指定史跡「じょうべのま遺跡」と寺領莊園」 『日本海地域史研究』 第8輯 文献出版
- 藤田富士夫 2000年 「古代北陸道を復元する」 『考古学フォーラム 奈良時代の高岡を語る』 資料 高岡市立二上公民館
- 藤田富士夫 2001a年 「東大寺領越中国莊園「丈部莊」の現地比定と若干の考察」 『富山史壇』 135・136号合併号 越中史壇会
- 藤田富士夫 2001b年 「附編・1 古代の表象としての若王子塚古墳」 『富山市水橋金広・中馬場遺跡発掘調査報告書』 富山市教育委員会
- 婦中町史編纂委員会 1996年 『婦中町史 通史編』 婦中町
- 婦中町史編纂委員会 1997年 『婦中町史 資料編』 婦中町
- 森 公章 2000年 「小子部」 『日本歴史大事典』 2 小学館
- 森田 柿園 1979年 『越中史徵』 第二版 富山新聞社